

Title	キリシタン教会の経済活動における送金について(中)
Sub Title	On the remittance in the economic activities of the early Catholic Church of Japan 2
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1985
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.55, No.1 (1985. 8) ,p.19- 52
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850800-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリシタン教会の経済活動における

送金について(中)

高瀬 弘 一 郎

四

5 日本からマカオ

「一六一五年、本国における負債以外に、現在日本管区が負っていて必ず返済しなければならぬ負債」と題する記録に、次のように見えている。

「さらに日本において、^{フラク・コレンテ}流通銀三六二四タエルの負債がある。これはプロクラドル・パードレがその地〔日本〕で四〇パーセントのレスポンドンシアで借り、そして〔当地マカオに〕^{レトラス}手形を送ってきて、今年そのかねを投資した商品を当地から送ってもらって、それで以ってその地〔日本〕でそれら〔手形の借用銀〕と⁽ⁱ⁾そのレスポンドンシアの支払いをしようというものである。」

この記録には、右の記事の後に、纏めの形で次のように記してある。

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

「二通の手形^{レトラス}とそれのレスポンドンシアは次の額になる。

四四一四——〇——四——セダ銀⁽²⁾。」

前の引用文に「手形^{レトラス}」と複数形で記してあり、後の引用記事には「二通の手形」とある以上、この両者は同じものと考えてよいであろう。そこで、後者のレスポンドンシア（「利息」の意味に解する。この問題は後程取り上げる）を四〇パーセントとして算出すると、この場合借入額は三一五三タエル（セダ銀）となる。この借入額と前者の三六二四タエル（流通銀）——これはレスポンドンシアを含まないものである——との食違いは、銀の品位の差違によるものである。この二つの数値の比率は一对一・一四九…、即ち流通銀がセダ銀より一四・九パーセント余品位劣悪だとすれば、二つの銀額の価値が一致するわけである。

この点、マノエル・ボルジェスが「一六一八年八月三十一日に記した「一六一七年九月一日から一六一八年八月末日ま

一九（一九）

での、マカオにおける日本プロクラドル事務所の収入」と題する会計報告に、次のように見えている。

「流通銀は、両方（イエズス会の分とレスポンデンシアの分）共、様々な価で通った。即ち、四五四タエル七マス七コンドリシカイシヤは一三パーセント、一一六タエル二マス七コンドリシカイシヤは一三パーセント、二三五八タエル五マス四コンドリシカイシヤは一五パーセントそして残額二一三五タエル三マス九コンドリシカイシヤは一〇パーセント、夫々〔減価で〕通った。」

右の文で、流通銀の換算をしている対象がセダ銀だということとは、前後の記載から明らかである。とすると、流通銀はセダ銀より一〇〜一五パーセント品位劣悪であったことが分る。従って、前出史料に見える三一五三タエル（セダ銀）と三六二四タエル（流通銀）とが同価値であるためには、前述の通り流通銀がセダ銀より一四・九パーセント余品位劣悪であらねばならないが、これは両者の品位差として許容出来る数値と言える。

要するに以上から次の事実が分る。一六一五年現在日本管区は、日本で利率四〇パーセントで借り入れた流通銀三六二四タエルの負債があった（これは負債総額の一部である）。これは二通の手形でマカオに送られ、商品を仕入れて日本に送付し、収益を上げて右の元利を返済する予定であ

った。返済額はセダ銀四四一四タエル四コンドリシカイシヤであった。以上の事実が判明する。問題は、この借入金が見銀でなく二枚の手形でマカオに送られたことである。日本イエズス会を支払人とする手形が送られたものであろう。

一六一六年三月一八日付長崎発、スピノラの総会長補佐宛て書翰に、次のように記されている。

「マカオにはわれわれの同僚が、イルマンや同宿とともに大勢いるので、私が送った銀を大部分消費し、残っていた多額の負債を返済した。そして日本には、投資した商品を非常に僅かしか送って来ず、私はその凡てを売って四四〇〇クルザドのかねをこしらえたにすぎなかった。しかも、レスポンデンシアの五五〇〇クルザド以上を支払わねばならなかった。更に私は、この上負債を残すことになるが、三四〇〇（クルザド）を手形で送ったが、それは彼地で投資して、その商品を次の航海で当地にもたらすためであった。」

これは、先に引用した史料に見える流通銀三六二四タエルの手形による送銀のことを言っているものである。

一六一七年マカオにおいてマノエル・ボルジュエスが作成した「一六一七年におけるマカオより日本への積荷」と題する記録に、以下のように見えている。

「何人かの人上記の額（元金とレスポンデンシア四〇

パーセント、即ち流通銀三五七九タエル五マス九コンドリ
ン」の銀を、マカオ向けに日本でパードレ・カルロ・スピ
ノラにレスポンデンシアで貸付け、彼らが危険を負担し
て、これらの生糸が上記のナウ船で、ここから日本に送ら
れたからである。パードレ・スピノラは、この銀を日本で
消費してしまい、マカオに手形ヒトラスを送って来て、その額に相
当する商品を、われわれがマカオから彼の許に送るよう求
めて来たものである。⁽⁵⁾」

この史料から次の事実が分る。スピノラが日本で何人か
の者から、二五五七タエルを四〇パーセントの利息で、生
糸仕入れの資金として借り入れた。元利合計は三五七九タ
エル五マス九コンドリとなる。ところが、スピノラはこ
のかねを日本で消費してしまい、それだけの額の手形をマ
カオ駐在プロクラドルに送り、仕入れを求めた。——こ
れも、先のケースと同様、日本のプロクラドルからマカ
オのプロクラドルへの、手形による商品仕入れ資金の送
付である。

6 日本からリスボン

「上述のパードレ・ジョルジュ・デ・ゴウヴェアがパー
ドレ・エステヴァン・デ・クラストより受けついで、一六
一三年五月二四日に始まり一六一四年五月二四日に至るま

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

での、一六一四年の会計報告」に、次のように記されてい
る。

「パードレ・ジョアン・ロドリゲスが、ポルトの院長
パードレに渡すために、マノエル・カルヴァーリョとセバ
ステイアン・ゴンサルヴェスとに振り出した手形ヒトラスの支払い
に、三万レイスを支出した。⁽⁶⁾」

右の会計報告を記したゴウヴェアは、リスボン駐在プロ
クラドルであり、文中のジョアン・ロドリゲスは、曾
て一六一〇年までは長崎駐在プロクラドルであったが、
同年にマカオに転動した。いづれ後にマカオ駐在プロクラ
ドルとなるが、この当時はまだその職にはついていな
い。⁽⁷⁾従って、右の記載の意味するところは、ロドリゲス
が長崎駐在プロクラドルであった当時、即ち一六一〇年
以前に、ポルト院長を受取る、リスボン駐在プロクラド
ルを支払人とする三万レイス(七五クルザド)の手形を
振り出し、マノエル・カルヴァーリョとセバステイアン・
ゴンサルヴェスに託した。二人はこの手形を同院長に渡
し、そして院長が手形をリスボン駐在プロクラドル・ゴ
ウヴェアに提示して、三万レイスの支払いを求め、同プロ
クラドルがこれに応じてその金額を支払い、会計報告に
その旨記載した、というものである。

一六一六年三月一八日付長崎発、スピノラの総会長補佐

宛て書翰に、次のように記述されている。

「昨年私は、管区の経費を調達し、三艘の船について交渉し——その船でわれわれの同僚たちが渡航した——そしてレスポンドンシアの返済をすることで、出来る限りのことをした。その〔レスポンドンシアの〕銀は、マカオのプロクラドール・パードレが、航海が行われなかった二年間に、シナ〔教界〕を救済することや、負債を返済することに費してしまったものである。そのために私は二〇〇〇クルザドを借り、それを手形でポルトガルに送らねばならなかった。」

即ち、一六一五年頃、スピノラは日本からポルトガルに二〇〇〇クルザドを手形で送ったという。これは、スピノラが日本で恐らく誰か商人から二〇〇〇クルザドを借り、彼にリスボン駐在プロクラドールを支払人とする手形を渡した、という意味ではないであろうか。この推測が当たっているなら、その手形はいずれリスボンのプロクラドールの許にもたらされ、支払いを請求されることになる。即ち、同プロクラドールが日本イエズス会に送金した意味を持つ、と言える。

7 マカオからリスボン

一六二五年十一月一日付マカオ発、モレホンの総会長

補佐宛て書翰に、次のように見えている。(A Bの区分は引用者が行なった)。

「A 同パードレ〔リスボン駐在プロクラドール・ゴウヴェア〕は言う。農園と家屋に定収入を作りたいと希望している。当地から彼の許に手形が送られ、これがために悩まされている。その支払いをするために、かねを利息付きで借りるのを余儀なくされている、と。〔中略〕

B 当地から送られて行く多くの手形によって失われ、担保に入れ、利息付きで借りるのを余儀なくされる、と同パードレが言うのは間違っている。というのは、〔一〕六一七年から〔一〕六二一年までの会計報告から明らかになるように、四年間に彼の許に手形が送られたのは、一九一万六〇〇〇レイスに過ぎない。一方その同じ年月に、彼は工事やカーザに六三二万二〇〇〇レイスを消費した。そして、この四年間に彼がかねを利息付きで借りたのは、〔一六〕二一年だけであって、その年に三四万二〇〇〇レイス余借りた。しかし、同じ年に彼は工事とカーザに三八〇万五〇〇〇レイス使った。従って、担保と利息は手形が原因ではなかった。もしも彼がその工事のために多大の負債を負った後、いくつかの控え目な手形が彼の許に届けられ、それがために彼が利息付きで借りたのなら、それは彼自身のせいである。というのは、当地では銀なしでは生きて行

けないからである。〔中略〕

それ故、出来る限りレアル貨の手形レトラで送るより外にやりようがない。それは、可能ならレアル貨〔の手形〕であつて、レイスマたはバザルコではない。〕

まずAの引用文によると、マカオからリスボン駐在プロクラドルの許に手形が送られ、それがために彼が迷惑している由である。マカオからリスボンにいかなる手形が送られたのか、という点であるが、マカオで商人等から借金をしたり、品物を購入したりして、これにリスボンのプロクラドルを支払人とする手形を振り出すことが行われたのではないか。

次にBの記事であるが、以下のような意味であろう。

一、マカオからリスボン駐在プロクラドルの許に多額の手形が送られたので、リスボンで負債を余儀なくされたように同プロクラドルは言うが、そこには誇張がある。

二、一六一七と二一年における会計報告から明らかなように、この四年間にマカオから同プロクラドルの所に送られた手形は、一九一六〇〇〇レイス(＝四七九〇クルザド)に過ぎない。これに対し、この間同プロクラドルが工事その他諸経費に使つたのは六三二万二〇〇〇レイス(＝一万五九〇五クルザド)に上った。即ち、リ

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

スボン・イエズス会関係諸経費に同プロクラドルが使用した金額の方が、マカオから送られた手形の金額よりはるかに大きいことになる。

三、現実にリスボン駐在プロクラドルが借財をしたのは、一六一七と二一年の四年間で一六二二年のみであり、その額は三四万二〇〇〇レイス(＝八五五クルザド)であつた。これに対し、同年同プロクラドルが工事や諸経費に支出したかねは、三八〇万五〇〇〇レイス(＝九五二クルザド)にも上った。従つて、現地でのこの支出額に比して、同プロクラドルによる借金は少額に過ぎず、マカオから送られて来る手形が同プロクラドル事務所の会計を圧迫している、とは言えない。

一六一七年五月一日フランシスコ・ヴィエイラ作成の、マカオ駐在プロクラドルの規則に、次のように記述されている。

「同じ〔ヴァリニャーノによる〕服従の掟の下で、同プロクラドルに対し次のことが命ぜられている。即ち、予めかねを受け取ることなしに、手形レトラをインドにもポルトガルにも他の土地にも、送つてはならない。もしかねを手中にしていれば、手形レトラを送つてもよい、と。かように規定したのは、通常手形レトラを送るのはこのような形で行われている

二三(二三)

し、また前述のような手形レトラッセを送ることによって、管区に損害が及ぶからでもある。即ち、誰かから手形レトラッセを受け取り、それをインドまたはポルトガルでわれわれのかねで商った後、当地で「手形に対し」かねの支払いが行われぬいどころか、それを請求すると怒ったり、或いは実際われわれに支払いをするためのかねを持たなかつたりする¹⁰。」

この規定は次のような意味であろう。マカオ駐在プロクラドールが商人等から借金をして、インド管区長・同プロクラドール、或いはリスボン駐在プロクラドールその他を支払人とする手形をその商人に振り出すことは、同商人から確かにかねを受け取って後ならよいが、受け取ることにしには行なつてはならない。何故なら、同商人はインド或いはリスボンで手形に対してかねを受け取ったにもかかわらず、マカオのプロクラドールには支払いを拒むことがあるからである。——このような手形の使用は、即ちリスボンやインドからマカオに日本教会のかねを送金した意味を持つものと言える。

同じマカオ駐在プロクラドールの規則に、次のような規定もある。

「他人に対し、かねについては一切保証人になつてはならないし、日本向けにレスポнденシアでかねを借用してはならないし、さらにポルトガルにその支払いをするだ

けのかねがあるということが確かでなければ、ポルトガルに手形レトラッセを送つてはならない。「中略」ポルトガル向けの手形レトラッセに関しては、多額にこれを行なつてはならない。そして「手形を」送らねばならない場合は、かねは当地でパタカで受け取るようにさせること。手形レトラッセは、ポルトガルにおける同じ額またはその正当な価について送ること。というのは、リスボン〔駐在〕のわれわれのプロクラドールが、これ以外の仕方では、リアル貨をリスボンからゴアに送つて増価する分だけ、管区が損失をすることになる旨、忠告するからである¹¹。」

右の規定は、次の内容に整理することが出来るよう。

一、A、他人のために金銭貸借の保証人になつてはならない。B、日本向けにレスポнденシアで借金をしてはならない。C、ポルトガル（リスボン駐在プロクラドールのことであろう）にその支払いをするだけのかねが有ることが確実でなければ、そこに向けて手形を送つてはならない。

二、ポルトガルに手形を送る場合は、かねはマカオにおいてパタカで受け取るようにすること。そして両替による差損が生じないよう、その金額に注意すること。

右の一では、三つの経済行為を禁じている。そのいずれもが、金銭貸借に関わることである。特に注目すべきはB

Cであって、Bは、後述の通り、直接海外貿易の資金調達を目的としたものであったのに対し、Cはそうでない貸借、或いは代価の延べ払い、といった分類が一応可能であろう。即ち、Cで問題にしているのは、マカオのプロクラドルが商人等から融資を受けるか、代価の支払いに当って現金決済をせずに延べ払いにした際など、これに手形——リスボンのプロクラドルを支払人とする——を振り出す場合のことであろう。

二は、右のCのケースについて、マカオのプロクラドルは、その商人等からパタカを受け取る場合にのみ、これに手形を振り出すよう指示している。ここで特にパタカと限定している点、その意味が明確ではない。パタカはインドで鑄造された銀貨である。品位は時期によって差異があったが、リアル貨と同価値のこともあった⁽¹²⁾。ここではパタカに大きな意味があったとも思われず、良質の現銀を受け取った上で手形を振り出すべきことを、指示しているものであろう。

また当然のことながら、手形に金額を記すに当って、両替による価値の増減に注意するよう、命じている。

8 ゴアからリスボン

一五八四年一月二日付コチン発、ヴァリニャーノの

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「その凡てを合せ、私は四月に、さらにかなりな額のかねを日本に送りたいと思っている。そして、これを凡て行うことが出来るように、今われわれは当地で、手形^{レトラ}によって四〇〇〇パルダオを得た。ポルトガルにおけるプロクラドルが、それだけの金額を日本の勘定で支払うためのものであった⁽¹³⁾。」

これは、ヴァリニャーノが日本のためにレンダ等を購入する資金を調達するため、リスボン駐在プロクラドルを支払人とする手形を振り出して、四〇〇〇パルダオを商人から得た。手形を受け取った商人は、これをリスボン駐在プロクラドルに渡し、同プロクラドルは引替えに日本の勘定でその支払いをする、というものである。

一五八七年一月二〇日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように記述されている。

「当管区のためにリスボンに駐在し、当地から送られる手形^{レトラ}を処理することで難儀をしているプロクラドルに関してであるが、当地から手形を送ることによってわれわれが彼に与える難儀とは別の、全く異なった難儀を彼は当地のわれわれに与える。それは、彼が毎年われわれの許に送って来る手形^{レトラ}によってである。というのは、彼が確かに手中に持っている日本のかねで支払ってもらうために、当地

から彼の許に手形レトラスが送られたのは、一年だけだったからである。しかも、手形レトラスに対して支払いをしてもらうために、三カ月の猶予を与えた。⁽¹⁴⁾

即ち、この書翰が認められた一五八七年一月二〇日以前には、ゴアからリスボン駐在プロクラドールの許に手形が送られたのは、一年だけであった。その手形は、同プロクラドールを支払人とするもので、その手許金から支払ってもらうためのものであった。

この件に関連して、一五八七年二月一六日付リスボン発、ジェロニモ・カルドローの総会長宛て書翰に、次のように記述されている。

「もしも私が引つづき〔インド及びブラジル〕両管区の仕事をつづけるのが、それらにとって一層適切であり有益であるとの判断がなされるのなら、私は命令が与えられれば(命令が与えられる、と窺下は記しておられるが)、労を拒むつもりはない。但し、その手形に対して支払いをするだけのかねを私が金庫に有することが確実でない限り、手形を私の許に送って来たりはしない、ということ、両管区はわれわれに可能なこと以上をわれわれに望まない、ということの条件付きならばのことである。⁽¹⁵⁾」

即ち、カルドローは、総会長の意向であるらしい、インド・ブラジル両管区(16)のリスボン駐在プロクラドール職の継

続について、リスボンでのプロクラドール手許金による支払いが不可能な程の手形が送られて来ないこと、その他の条件を付けて承諾している。ゴアからリスボンへの手形の送付に関しては、前引ヴァリニャーノの書翰に見えていた通り、一五八七年一月以前は一年だけであったとしても、インド管区内の他の地域から同じような手形がリスボンに相当送られていたことが考えられ、兎に角、リスボン駐在プロクラドールを支払人とする手形がインド管区から送られて来ることによって、同プロクラドールが悩まされていたことは明らかである。

一五九二年四月三日付リスボン発、アマドール・レベロ(リスボン駐在プロクラドール)のヴァリニャーノ宛て書翰の一節(一五九三年一月一二日付マカオ発ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に引用)に、次のように見えている。

「総会長が日本に送るべく四〇〇〇〇クルザドクレディトの信用状を私に送った、と私は記してきた。この金額にしても、われわれがインドに書き送ったその他の金額にしても、ミゼリコルジアから取得するように、そして假令教皇またはその他の方面から得たとしても、それを手形レトラスとして振り出すことのないように、ということを期待した。私は、今度このナウ船団でもたらされることになっている手形レトラスに対する支払いを助けるため、四〇〇〇〇クルザドを持っていたので――

これは教皇グレゴリウス一四世が与えたものである——規則に基づき、そのかねをリアル貨でこのナウ船団に分載して送る。⁽¹⁷⁾」

一五九三年一月一二日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰の一節。右のレベロの書翰の引用についで、次のように記述されている。

「これらの章の中で、二つの事を彼（レベロ）は述べている。第一は、日本救済のために、猊下の命令により手形と引き替えに受け取った多額のかねについて、負債を負っていること。第二は、猊下が四〇〇〇ドゥカドの信用状を送った旨、「レベロが」書翰を送ったこと。そのかねを送るために、彼は教皇グレゴリウス一四世の時に支払われた四〇〇〇ドゥカドを取得したこと。このかねは、その同じ年にインドから彼の許に送られるものと思っていた手形⁽¹⁸⁾の支払いを助けるために、彼が持っていたものであったこと。」

後者のヴァリニャーノの記載中「第二は……」が前者のレベロの書翰の引用記事を指すものであるが、多少内容に食い違いもある。当然レベロ自身の記述の方を重視すべきであろう。右の二つの史料から、次の事実が分る。

一、総会長が日本向けに四〇〇〇〇クルザドの信用状^{クレディット}をレベロの許に送って来た。信用状の性格は不明である。現金

キリシタン教会の経済活動における送金について（中）

でないことは明らかであるが、現金に代る意味を持ったものである。

二、レベロは、この四〇〇〇〇クルザドをインドに送ることはしなかった。そしてインドに手紙を送り、それだけの額をミゼリコルジアの基金の中から受け取るよう指示した。

三、レベロは、グレゴリウス一四世支給の教皇給付金四〇〇〇クルザドがマドリッドから送られてきたのを、手許に確保していた。それは、インドからリスボンに送られて来る手形（リスボン駐在プロクラドルを支払人とする）の支払いに充てるためであった。彼はこの四〇〇〇〇クルザドを、リアル貨でインドに送ることにした。

即ち、インドからリスボン駐在プロクラドルの許に手形がもたらされ、支払いを求められることがあったということが、ここでも確認出来る。

一五九六年一月一日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「私は、二年前に教皇からの年金として届いた日本のかね一万ドゥカドと、「二五」九三年に送られ、ナウ船がソコトラ島で越冬したので、当地に「一五」九四年に着いた——司教ドン・ルイス・セルケイラがもたらした他のかねと共に——一〇〇〇「ドゥカド」が当地ゴアにあるのを知

った。パードレ・レアンドロ・フェリペは、カステイリヤ人たちのかねを、副王が没収しないよう、ポルトガルに送ることを望み、当地インドでこの日本のかねと、日本の会計勘定で投資されて送られてきた商品から得たかねとを手に入れ、そしてシナにおいて、そこに有するかねから、それと同じ額を手形レトラスを利用して私に与えさせた。これは、双方にとって大変都合であった。というのは、彼は直ちにそのかねを当地で商人たちに与えた。彼らにそれをポルトガルで支払わせ、そしてそこからその持ち主たちに送らせるためであったが、これは、それを奪おうとしていた副王の手から首尾よく逃れることを狙ったことであった。

〔中略〕

今年(一五)九六年も、もう五年間も副王がシナ国内にいるパードレたちのために給付金オルデナドを全く支払っていないこと、及びシナのコレジオを維持しなければならぬことを見て、私は、五〇〇〇クルザド程を金と生糸に投資して当インドに送って来させた。これだけのかねを全部一緒にたった一艘の日本〔航海〕のナウ船で危険を冒して送ることのないようにするためであった。そしてこのかねの一部については、何人かのわれわれの友が、日本に対して喜捨・善行をするために、危険を負担した。この商品から得られたかねと、さる(一五)九五年九月に着いた年金ペンシオンのかね、

及び今年(一五)九六年九月に届いた別のかねを、これまでパードレ・レアンドロが受とり、同じように手形レトラでポルトガルに送った。そして尚シナにあるかねの中から、それだけの額を返させた。⁽¹⁹⁾

つづいて、一五九六年一月十七日付ゴア発、カブラルの総会長宛て書翰の一節も引用する。

「イエズス会は、パードレ・アレックスサンドレがシナから来て、当市にいるこの二年間に、殊の外名譽を傷つけられた。その間、投資は非常な巨額に上った。そのために、シナにいたパードレ・レアンドロが、マカオのカーザに預かっていたカステイリヤ人たちのかねの中から、レアル貨六万パルダオを彼に送った。これは一〇万パルダオに当る。これは、この二年間に財に投資されてシナから送られてきて、当地で売られた。そして、その売上げで、パードレ・レアンドロに上述のレアル貨六万パルダオを返済した。彼はそれを、本国にいる彼に委託した人々と取引レスポンデンス先に、手形レトラで送った。そして、残った利得はパードレ・アレックスサンドレのものとなった。⁽²⁰⁾」

先のヴァリニャーノの書翰の内容を整理する。

一、一五九四年、ゴアにあった日本イエズス会のかね一万一〇〇〇ドゥカドと、日本イエズス会がゴアに送って来た商品の売上金を、パードレ・レアンドロ(一五九一年

マカオに渡来したペルー船に搭乗して来たイエズス会士に渡し、レアンドロは同額をマカオにあるペルー船の銀から日本イエズス会に支払うべく、マカオに手形を送った——このことについては先に記した。

二、ゴアで日本イエズス会のかねを受け取ったレアンドロは、インド副王によって奪われるのを免れるため、直ちにそのかねを商人たちに渡し、ポルトガルにおいて支払わせた。そして、そのかねを持ち主の許に送った。

三、一五九六年も五〇〇〇クルザド程をマカオで金と生糸に投資し、それをインドに送った。この商品の売上金と、一五九五・九六年にインドに届いた日本イエズス会の給付金等のかねを、これまたレアンドロに渡した。そしてレアンドロは、尚マカオにあるペルー船の銀から、同額を日本イエズス会に支払った。

四、レアンドロは、インドで受け取ったそのかねを、同じように手形でポルトガルに送った。

後のカブラルの書翰の内容は、次のように纏めることが出来る。

- 一、レアンドロは、ペルー船の銀から、リアル貨六万パラダオ即ち一〇万パラダオを、日本イエズス会に提供した。
- 二、イエズス会は、そのかねを二年間にわたって商品に投じてインドに送り、売却した。そして、その売上げの中

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

から、レアンドロに前述の額を返済した。

三、レアンドロはそのかねを、本国にいる委託者たちと取引先とに、手形を用いて送金した。

ペルー船のマカオ渡来と、その搭載銀を日本イエズス会がインド貿易の資金とした一件(ヴァリニャーノは、インド貿易の資金がペルー船の銀であったことを否定する)については、別稿で取り上げたので、その関係のことは、ここでは省略する。右の二通の書翰の内容の内、ここで関係があるのは、ヴァリニャーノの書翰の二・四、カブラルの書翰の三である。そこから分ることは、要するにレアンドロがゴアで日本イエズス会のかねを受け取り、これを本国にいるペルー船搭載銀の出資者(委託者)たち、取引先の許に手形で送金した、という事実である。しかも、そこに商人が介在していた。恐らくは、ゴアにおける商人とポルトガルにおける商人との間の取引関係を利用することにより、レアンドロが手形で相当額のかねを、少くとも二度にわたりポルトガルに送金したものであろう。

一六一五年一月一日付総会長ヴィテレスキのゴア管区長フランシスコ・ヴィエイラ宛て書翰に、次のように記述されている。

「その管区がポルトガルにかねを送り、リスボンで何らかの品物に投ずるのは適当かどうかを考慮する問題が、尚

残っている。これに対し、尊師が指摘する諸理由を勘案して、確実な手形レトラッセがない場合には、当地で必要とするかねを送って「品物に」投じさせることが出来る旨、われわれは回答する。⁽²²⁾

右の文中「投ずる」の原語は *empregar* である。単なる「物資購入」の意味で用いているようであるが、右の引用文の前後を通して、商業行為に関するこの総会長の書翰は、微妙な表現に終始している。それは兎に角として、ゴアからリスボンに送るべき確実な手形がなければ、かねを送金して品物を購入しても良い、というのは、手形による送金がありうることを前提とした話である。⁽²³⁾

五

以上、キリシタン教会の経済活動における手形使用の実態とその意義等について、記述してきた。次に、これに関連して、所謂レスポンドンシア金銭貸借の問題について取り上げたい。このレスポンドンシアは、わが国で古くから投銀と同義とされ、伝存している和文・漢文・ポルトガル文の所謂投銀證文の分析によって、レスポンドンシア・投銀の実態や性格等が種種論ぜられてきた。私も過去に小著においてこの問題に触れ、所謂投銀證文とキリシタン教会史料の関係記事の双方を検討し、大凡次のように結論づけ

た。

レスポンドンシアは当時わが国で「海上」「海上貸し」「海上銀」と称され、その性格として、単純な冒険的高利金銭貸借と規定出来る。このレスポンドンシアとは性格を異にする一種の金銭貸借として委託貿易と称しうるものが行われ、これは当時わが国では「言伝銀」と言われていた。その性格は、レスポンドンシアが単純な金銭貸借であるのに対し、委託者が受託者にかねを渡して商行為を委託するもので、委託者・受託者の双方が営利を目的として行なったものである。投銀とは、右のレスポンドンシア・委託貿易の両方、及びそのいずれでもない普通の金銭貸借（海外貿易を対象とした）の総称であろう。⁽²⁴⁾

右の結論の内、委託貿易についてと投銀の語義に関しては、現在でも考えは変わっていないが、レスポンドンシアについては、その後多少再検討の必要を感じた。私は旧稿において、レスポンドンシアという名称の金銭貸借の方法が当時存在したということを既定の事実として、それを前提に論述したわけであるが、この点史料の記載を厳密に解釈、検討することを怠ったようである。以下の記述から明らかになって行くが、当時レスポンドンシアという名称の金銭貸借の方法が存在した、ということをおぼろげな根本史料は、実はないようである。

史料の検討に入る前に、辞書の説明を挙げておく。モライス・シルヴァ『ポルトガル語大辞典』⁽²⁵⁾、ペドロ・マシャード『ポルトガル語辞典』⁽²⁶⁾、『ポルトガル・ブラジル大百科事典』⁽²⁷⁾以上三点のポルトガルの辞書及び百科事典には、レスポнденシア *respondencia* の語義の内、ここで関係ありそうな経済用語としては、一様に「商業利益」*lucro mercantil* と記されているだけで、わが国の近世海外貿易史で使用されているような、特殊な金銭貸借の一形態であることを示すような説明は、全く見られない。

また、スペイン語辞典及びスペインの百科事典には、同語についてここで関係のありそうな語義は全く挙げていない。

以上の通り辞書の記載を確認した上で、原史料に当たってレスポнденシアの語の用例等を検討したい。史料はキリシタン教会史料と、所謂ポルトガル文投銀證文その他世俗のポルトガル史料とから成る。既に旧稿で使用した史料については再検討を行い、それに新史料も加え考察したい。先ず教会史料から取り上げる。

史料一、一六〇六年七月一九日付長崎、司教セルケイラの遺言状。

「イルマン・¹「バルタザール・」コレアは、慣例に従って七パーセントのレスポнденシアでペドロ・ロドリゲスに

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

貸与されたコチンの一女孤児の銀について知っている。さらに、パードレ・フランシスコ・ダ・コスタの兄弟トメ・ダ・コスタに属する銀で、聖母マリア〔聖母マリア教会のことか〕の勘定で、同じレスポнденシア付きで送られたかねについても知っている。⁽²⁸⁾」

1・2の箇所の原文を記す。

1. se deu a Pero Roiz a responder a sete por cento.
2. se mandou com a mesma *respondencia*.

1・2共にレスポнденシア(1は *responder* と動詞形で記されている)は「利得(＝利息)」の意味に解して良いであろう。

史料二、「巡察師パードレ・フランチェスコ・パシオの命令により、マカオにおいて何人かの学識深いパードレが一事件——この事件については一層長文の報告が日本から総会長の許に送られた——に関して作成した論述書」。

「高等裁判所がこれを決定した時には、¹レスポнденシアの契約についてであった。²〔中略〕レスポнденシアの契約が合法的且つ正当なものであることは、明らかだからである。それは即ち、マラッカに渡るナウ船に危険を冒して積むために、レスポнденシアで銀を借りた者が、その銀を送ることをせずに、それで以ってゴアにおいて椰子畑を買った。そして、銀の所有主には、銀をナウ船で送らな

かったことについて知らせなかった。双方が危険を冒した
 ナウ船が失われた。「中略」高等裁判所は次のような判決を
 下した。契約者の双方がそのナウ船で危険を冒したのであ
 るから、ナウ船でその銀が送られても送られなくても同じ
 ことである。というのは、事実上送られたことになるから
 である。何故なら、もしもナウ船が無事に戻ったら、銀を
 借りた者は、恰も銀が船積みされていなかの如くに、元金
 とレスポデンシアを支払わねばならなかったからであ
 る。従って、ナウ船が失われたのであるから、恰も銀が船
 積みされていたかの如くに、銀はその所有主の損失とな
 る、と。即ち、高等裁判所が決定した点は、銀を実際に船
 積みしても陸に残しても同じことで、その所有主が危険を
 冒すことになる、というものである。これは、まさにわれ
 われのケースである。「高等裁判所は」契約そのものについ
 ては判断を示さなかった。というのは、レスポデンシア²⁹
 の契約が正当であることは、疑いないからである。」

- 1' hñ contrato de responsencia.
- 2' o contrato da responsencia.
- 3' tomou a prata a responder tomando risco em
 hua nao.
- 4' ambos tinham tomado o risco.
- 5' ambos os contrahentes tomarão o risco na nao.

- 6' pagar o proprio có a responsencia.
- 7' correndo todavia risco por seu dono.
- 8' o contrato da responsencia.

右の用例中、6のレスポデンシアは明らかに「利得
 (＝利息)」の意味、1・2・8のレスポデンシアは単に
 「利得」とのみとるのは無理で「利得付き貸借」といった
 意味であろう。3は「利得(＝利息)付きで」借りた、と
 いう意味であろう。3・4・5・7の「危険を冒す」の文
 言であるが、誰が危険を冒すのか、即ち海損を負担するの
 は誰かという点で、これらの用例の間には重大な差異があ
 る。即ち3は借主が危険を冒すように読みとれ、4・5は
 貸主・借主の双方が危険を冒す、となっており、7は貸主
 が危険を冒す、とある。この内、3は危険を冒すのは誰か
 を明確にすることを意図した表現ではないので、この際一
 応除外すると、4・5と7の記述がはっきり食い違うわけ
 である。私は、7の海損貸主負担の記載が、この場合の所
 謂、レスポデンシア金銭貸借本来の性格を表わすものだと
 思う。

そこで、7と矛盾する4・5であるが、次のような意味
 ではないであろうか。即ち、本来は海外貿易資金の調達を
 目的とした借入金が、ここに見えているゴアでの椰子畑の
 購入に使用されるといったような、海外貿易以外のことに

向けられることが、かなり行われていたのではないか。その場合、本来危険を冒してかね・商品を搭載することになっている船が安着するか海難事故を起すかは、借主にとって重大関心事と言うことが出来、安着すれば、海外貿易を行わなかったにもかかわらず、約束通り元利を貸主に返済せねばならない、という危険を冒したことになる。一方海難が発生すれば、その損失は貸主が負担せねばならない。

4・5の貸主・借主双方が危険を冒すというのは、右のような意味ではないであろうか。

史料三、一六一三年三月二一日付日本発、スピノラの総會長宛て書翰。

「われわれは、このような窮状を救おうにも、巡察師パードレが乗って行ったジャンク船で送るべき銀が外になかったので、多額のかねをレスポデンシアで借りました。〔中略〕ナウ船の生糸が非常に値下りしてしまい、レスポデンシアを支払った後には、もう僅かしか残らず、一年分の維持費に足りない。このため、今年もまた、マカオに送って補給物資を求め、そしていつもの生糸を買い入れるために、レスポデンシアで銀を借りねばならなかった。〕」

- 1' tomamos muyto dinheiro a responder.
- 2' depois de pagas as respondencias.
- 3' foy necess. este anno tãbem tomar prata a

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

responder.

1、3は「利得付きで」借りる、という意味、2は「利得」のことであろう。

史料四、一六一六年三月一八日付長崎発、スピノラの総會長補佐宛て書翰。

「昨年私は〔中略〕そしてレスポデンシアの支払いをすることで、出来る限りのことをした。その〔レスポデンシアの〕銀は、マカオのプロクラドル・パードレが、航海が行われなかった二年間に、シナ〔教界〕を救済することや負債を返済することに、費してしまったものである。〔中略〕私は、マカオに一万一〇〇〇クルザド以上を投資のために送った。その内六〇〇〇〔クルザド〕を、私はレスポデンシアで借りました。〔中略〕マカオにはわれわれの同僚がイルマンや同宿と共に大勢いるので、私が送った銀を大部分消費し、残っていた多額の負債を返済した。そして日本には、投資した商品を非常に僅かしか送って来ず、私はその凡てを売って四四〇〇クルザドのかねをこしらえたにすぎなかった。しかも、レスポデンシアの五五〇〇クルザド以上を支払わねばならなかった。〔中略〕私は、少なくともレスポデンシアで借りました銀は、全額投資してその商品を送って来ることを、管区長が行わなかったのには、驚いている。〕」

三三三 (三三三)

- 1' pagar as respondencias.
- 2' dos quaes seis mil tomei a responder.
- 3' ouve de pagar mais de 5500 cruzados das respondencias.
- 4' quanta era a prata tomada a respöder.

1・3は多少変則的な用例で、「利得付きで借りたかね」という意味であろう。2・4は「利得付きで」借りた、という意味であろう。

史料五、一六一六年三月一八日付長崎発、スピノラの総會長宛て書翰。

「われわれは、生糸を買う資金を得るために、何千ドゥカドものかねを利得付き¹で借りた。このかねは、一部は、現在マカオのコレジオにいる大勢の会員と同宿を維持するため、一部は、シナ布教のパードレたちに補給をするため、一部は、コチンシナ布教を開始するため、そして一部は、マカオの前任のプロクラドルが残した負債を返済するために、消費してしまったので、プロクラドルは、昨年日本に僅かな生糸しか送って来ず、利得²を支払うにも足りなかった。〔中略〕

私は、猥下の意図は、余分があれば日本のかねでシナ布教に補給をすべきだが、われわれがこれ程多額の負債をかかえているのであるから、そうすべきではない。況や、利

得付きで借りたかねでそれをせよというものではない、と信ずる。というのは、利得⁴は四〇パーセントで、五〇パーセントを徴する者もいる。〔中略〕

利得付きで借りたかねは、猥下の命令を遂行するための日本のかねと呼ぶことは出来ない、と私は思う。また、シナ布教区は、送られて来た元金のみでなく利得⁶も負債になっている、と思う。」

- 1' havemo piglato molte miglaia di ducati a cambio.
- 2' pagare i cambij.
- 3' con dinaro piglato a cambio.
- 4' i cambij sono a 40 per cento.
- 5' dinaro piglato a cambio.
- 6' il cambio.

この史料五(イタリア文)は、先の史料四(ポルトガル文)と差出人・日付が同じであり、内容も関連しているで、対比することによって重要な事柄が判明する。即ち、史料五には *respondencia, responder* の語は見えず、これに相当する語として *cambio, cambi* (複数) を用いている。1・3・5の *a cambio* は *a interesse* に置き換えても同義である。⁽³³⁾ 即ち、「利得付きで」の意味である。ということは、ポルトガル語 *respondencia* とイタリア語 *cam-*

bio が同義だということになり、レスポнденシアが「利得」の意味だということが、ここからも明確になる。即ち、1・3・5の pigliare a cambio (論述部分では動詞は不定法で示す。以下同)「利得付きで借りる」は、史料四、2・4の tomar a responder 「レスポнденシアで借りる」に相当し、2の pagare i cambi「利得を支払う」は、史料四、1の pagar as respondencias 「レスポнденシアを支払う」に当る表現だと言える。4・6は、cambio がここで明らかに「利得」の意味で使用されていることを示す。但し、cambio marittimo の語には、ここに関係の深い重要な意味がある。これは、海外貿易をめぐる金銭貸借契約である。即ち、貸主が船または積荷の所有者、または船長に対し、次のような条件で貸与するものである。船・積荷等が目的地に安着したら、借主は元金に利息及び所定の報酬を添えて返済する。返済については、積荷を担保に保證する。従って、貸与される金額が積荷の価値を越えることは出来ない。海損等不可抗力の損失の場合は、債権は解消される。大凡以上のような条件である。ローマ時代には foenus nauticum といふた。ポルトガルでは câmbio marítimo といふが、別名 contrato de risco 或いは bodemeria ともいふ。これは usura marítima に通じる意味があり、後述するところと関わりがある。

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

尚この金銭貸借契約は海外貿易を行う多くの国々で contrat à la grosse, prêt à la grosse, Bodmereri, bottomry 等の名称で行われた。⁽³⁴⁾(尚、英語文献に見える bottomry 及びこれと関係のある respondentia の語については、後で触れる)。

史料五、に見える cambio も、右の cambio marittimo と関わりがあると言ふべきかも知れない。しかし、特に2・4・6の記載に着目すると、これを全面的に cambio marittimo の意味にとるのは無理があるので、一応「利得」と訳しておく。

史料六、「一六一五年、本国における負債以外に、現在日本管区が負っていて必ず返済しなければならぬ負債」。

「さらに日本において、流通銀三六二四タエルの負債がある。これは、プロクラドール・パードレがその地〔日本〕で四〇パーセントのレスポнденシアで借り、そして〔当地マカオに〕¹手形を送ってきて、今年そのかねを投資した商品を当地から送ってもらって、それで以ってその地〔日本〕で、それら〔手形の借用銀〕と²そのレスポнденシアの支払いをしようというものである。〔中略〕

二通の手形^{レトラス}とそのレスポнденシアは、次の額になる。

四四一四〇—四—セダ銀⁽³⁵⁾」

- 1' tomou lá a responder a 40 por cento.
- 2' Lá as possa pagar com sua respondencia.
- 3' as duas letras cõ sua respondencia.

1は「利得付きで」借りた、2・3は「利得」の意味であらう。

史料七、一六一七年にマカオ駐在プロクラドル・モノエル・ボルジェスが記述した「一六一七年におけるマカオより日本への積荷」。

「上述の細糸及びシペオの生糸全体の収益から、日本において元金と四〇パーセントのレスポデンシア即ち流通銀三五七九「タエル」五マス九コンドリンを支払わねばならない。というのは、何人かの人が日本で、上記の額の銀をパードレ・カルロ・スピノラに対し、マカオ向けにレスポデンシアで貸したが、その人たちの勘定で、そして彼ら³が危険を負担して、これらの生糸が上記のナウ船でここから日本に危険を冒して送られたからである。パードレ・スピノラは、この銀を彼地「日本」で消費してしまい、「マカオに」¹手形を送って来て、その額を投資して仕入れた商品²を、われわれが当地「マカオ」から彼の許に送るよう求めてきた。それは、日本で彼にレスポデンシアで貸した人々の勘定で、危険を冒して日本に送る、というものである。」³⁶

- 1' do proprio e respondencia a corenta por cento.
- 2' deram a responder para Macao a ditra quantia de prata.
- 3' na dita nao forão daqui para Japam arriscados por conta e risco de algumas pessoas.
- 4' lhe derão a responder.
- 5' indo correndo o risco para Japão.

1は「利得」、2・4は「利得付きで」貸した、との意味であらう。3・5は、貸主が危険負担者であったことを示す。

史料八、一六一八年八月三十一日にモノエル・ボルジェスが記した「一六一七年九月一日から一六一八年八月末日までの、マカオにおける日本プロクラドル事務所の収入」。

「流通銀二〇一五タエル、灰吹銀三〇〇タエル、ソマ銀六三タエル五マスの入金がさらにあつた。この銀も同じく上述の三艘のガレオタ船で、われわれのルートでレスポデンシアで届いた。上述のソマ銀は、セダ銀よりも五パーセント増で通つた。灰吹銀は、イエズス会の分もレスポデンシアの分も、凡てセダ銀と同じ価で通つた。流通銀は、両方「イエズス会の分とレスポデンシアの分」とも、いろいろな価で通つた。〔中略〕
従つて、流通銀は凡て上述の減価を考え、そしてそれに

上述のような増価を加算したソマ銀と、さらに灰吹銀も加え、上述の銀は、両方「イエズス会の分とレスポンドンシアの分」を合せ、全部でセダ銀で五〇二九タエル五マス六カイシャになる。「中略」

レスポンドンシアにより、灰吹で二五五〇タエル、流通銀で九三一タエル九マス九コンドリンがもたらされた。灰吹は、イエズス会の分もレスポンドンシアの分も、同じ一〇〇〇タエルを除き、リアル貨と同価で通った。「中略」
従って、流通銀は上述の減価を考え、それにリアル貨の上述の銀と、上述の通り増価を加算した灰吹銀とを加え、銀は両方「イエズス会の分とレスポンドンシアの分」を合せ、全部でセダ銀七五三五タエル九マス五コンドリン七カイシャになる。⁽³⁷⁾

- 1、veyo a responder.
- 2、assim da Companhia, como da respondencia.
- 3、De respondencia.
- 4、O Faibuqui assim da Companhia, como o das respondencias.

会計報告の故か、記述の仕方がいささか変則的であるが、1は「利得付きで」借りて届いた、2・3・4のレスポンドンシアは、単に「利得」とのみ解するのは無理で、
史料二、1・2・8同様「利得付き貸借」か、または史料

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

四、1・3同様「利得付きで借りたかね」といった意味であらう。

史料九、一六一八年一〇月八日付長崎発、スピノラの総會長宛て書翰。

「マカオでいつもの生糸を買うための銀が外になかったので、私がレスポンドンシアで借りた銀を、マカオに駐在する日本のプロクラドルが消費したり、シナ布教のパードレたちに送ってしまったりしたために負債が増加したと、そのために、われわれを支え、レスポンドンシアの支払いをするのに充分なだけの額が日本に送られて来なかったので、孤児たちの銀を借用したり、再び多くの銀を利得付きで借りたりすることが必要となり、このため負債が一層ふえた、ということを私は巡察師パードレに伝え、彼からマカオのプロクラドルに対し、この種の銀は決して消費しないで、全額を投資して、その商品を日本に送るよう命じてほしい旨、彼に要請した。彼はその通りに行い、事が極めて重要なので、服従の掟てをこれに課した。われわれが時折利得付きで銀を借りなければならぬこと、及びその銀による収益について猥下⁴に理解していただくため、簡単に申し述べる。

日本に住むポルトガル人たち、及びマカオその他の地に渡航することを望まないか、またはそれが不可能な日本人

たちは、或る一定の利を得るために、銀を利得付きで貸すのを常としている。「その利得は」船の渡航先により、または海上やオランダ人たち等々の危険の大小により、三〇・四〇、及び五〇パーセントとさまざまである。そして彼らがこの危険を冒した場合、船が無事日本に戻ったら、銀を借りた者は、儲けの多少にかかわらず、元金と利得を支払う義務がある。ポルトガルからかねが来なかったり、インドで俸禄が支払われなかったりすることが時時あるので、われわれは、このような方法で銀を利得付きで借りること、即ちレスポнденシアで借りること——これは同じことである——を余儀なくされた。貸主がわれわれの信徒であること、また銀はわれわれの手中にある方が安全だということもあり、われわれは他人より低い利率で銀を入手している。それは、生糸を買うのに必要な銀をマカオに送るためである。このような方法で、われわれは危険を冒すことなく、利得を支払った上に四〇乃至五〇パーセントの利得を得ることも時折ある。しばしばわれわれは、これによって救われている。今年は一四〇パーセントの利得があり、元金と利得四〇パーセントを支払っても、なおわれわれの手許に一〇〇パーセントの純利得が残った。この方法は、銀を借りるよりも良い。なぜなら、「その場合は」船が失われても、われわれは常に銀を返済する義務があるが、

いま一つの方法だと、「船が失われた場合は」¹³損失は銀の貸主の勘定になるからである。それ故今年は、われわれは、行方不明になった船に積んで来ていたわれわれのもの五〇〇ドゥカドを失ったにすぎず、その外は、その船に危険を冒して積み込んだ銀の所有主たちの損失となった。³⁸

1 a prata que eu tomara a responder. (第三便文書、
Jap. Sin. 36, f. 191v.)
a prata que eu tomara a ganhos. (第一便文書、
Jap. Sin. 36, f. 193v.)

- 2 pagar as responsabilidades.
- 3 tomar mais prata a ganhos.
- 4 tomar prata a ganhos.
- 5 dar a sua prata a ganhos.
- 6 tomando elles o risco.
- 7 o proprio, e ganhos.
- 8 tomar prata deste modo a ganhos, ou a responder q he o mesmo.
- 9 sem nosso risco.
- 10 40 e 50 p 100 mais dos ganhos que pagamos.
- 11 o proprio com 40 de ganhos.
- 12 tomar prata emprestada.
- 13 se perde p conta de quem a da.

14 'perderão os donos da prata que nelle tomarão o risco.

右の *o* で 'tomar a ganhos「利得付きで借りる」と *tomar a responder* 「レスポンドンシアで借りる」とが同義と記されている。さらに 1 でも、表現上若干の些細な異同が見られる外は同文の第一便・第三便の両文書を対比させてみると、第三便文書に *tomar a responder* とあるのに対し、第一便文書には *tomar a ganhos* と見えており、8 の記載がここでも確認出来る。史料四（ポルトガル文）・史料五（イタリア文）の両文書の対照により、レスポンドンシアの語が「利得」の意味で用いられたことが明らかにしたが、この史料九、1・8 によって、このことが再確認出来る。3・4 は 1・8 と同じ表現であり、2 のレスポンドンシアは「利得」の意味であろう。7・10・11 の *ganhos* も「利得」の意味、5 は「利得付きで」貸す、であろう。また 6・9・13・14 は、危険を負担したのは貸主であったことを示すものである。12 はここで問題にしている所謂、レスポンドンシア金銭貸借ではない、通常の貸借が並行して行われていたこと、しかもそこでは危険即ち海損は借主が負担したことを明らかにする。ということは、所謂、レスポンドンシア金銭貸借は、本来は海外貿易に関わるものであったのに対し、12 が表わしているような通常の金銭貸

キリシタン教会の経済活動における送金について（中）

借は、その対象が特定されていなかった、という推測が可能となる。しかも、当然のことではあるが、所謂、レスポンドンシア金銭貸借は海外貿易を対象とし、海損は貸主が負担した以上、その利息は他に比べかなり高利であったことが推定出来る。この利率の問題については、後で取り上げる。

史料一〇、一六一八年六月一〇日マカオにてフランシスコ・ヴィエイラが作成したマカオ駐在プロクラドールの規則。

「日本のプロクラドールに対し、次のように命ずる。即ち、いかに必要があっても、日本からレスポンドンシアで届くかねは、決して消費してはならない。〔中略〕

日本のこの厳しい迫害が続いている間は、日本からわれわれの許に送られて来た銀のレスポンドンシア²が送られる船に乗って、日本に行く何人かのわれわれの友に対し、われわれが信仰のために捕えられるか、または死罪に処せられるかして、返済が出来ないような場合には、この件を引き受けて、われわれの同僚たちに代って債務のある人々に上述のレスポンドンシア³を支払ってくれるよう、常に依頼しておくこと。』

- 1 'o dinheiro q de Jappão vier a responder.
- 2 'as respondencias da prata.

3' pagar por nossos as ditas responsabilidades.

1は史料八、1と同じで、「利得付きで」借りて届く、との意味であろうが、2・3はいささか変則的な用例と言えよう。即ち、2は厳密に言えば「レスポンドンシアで——即ち利得付きで借りた銀で仕入れた商品」の意味で用いているようで、これを、史料四・史料八に見えた、「利得付きで借りたかね」の意味の用例に含めることも出来よう。3は、この後者の意味であろう。

史料一一、一六二五年一月一日付マカオ発、モレホンの総会長補佐宛て書翰。

「同パードレ〔リスボン駐在プロクラドル・ゴウヴェア〕は言う。農園と家屋に定収入を作りたくと希望している。当地から彼の許に手形レトウラスが送られ、これがために悩まされて¹いる。その支払いをするために、かねを利得付きで借りるのを余儀なくされている、と。〔中略〕

当地から送られて行く多くの手形セドウラスによって失われ、担保に入れ、利得付きで借りるのを余儀なくされる、と同パードレが言うのは間違っている。〔中略〕この四年間に彼がかねを利得付きで借りたのは「一六二二年だけであって、その年に三四万二〇〇〇レイス余借りた。しかし、同じ年に彼は工事とカーザに三八〇万五〇〇〇レイス使った。従って、担保と利得は手形セドウラスが原因ではなかった。もしも、彼

がその工事のために多大の負債を負った後、いくつかの控え目の手形セドウラスが彼の許に届けられ、それがために彼が利得付きで借りたのなら、それは彼自身のせいである。〔中略〕

〔当地では〕もしも戦いが起ったら、敵たちが船を拿捕するか、または船が難破するかして、利得と元金が失われてしまい、（もしも「貸手が」あるなら）非常に大なるレスポンドンシア付きで借りるより外に、方法がない。〕

- 1' tomar dinh° a cambio.
- 2' esta enpenado e obrigado a tomar a cambio.
- 3' tomou dinh° a cambio.
- 4' os enpenhos e cambios.
- 5' tomou a cambio.
- 6' reditos e proprio.
- 7' buscar prestado (si se achar) com responsabilidades grandiss. as

1・2・3・4・5のcambio (cambio) についてであるが、史料五で記述したように、これもcambio marítimoと関係があると言ふべきかも知れない。しかし、史料五とも関連するが、この語を全面的にcambio marítimoの意味にとるのは無理がある。第一、右の史料一一に記されている、リスボン駐在プロクラドルがcambioで借金をするのは、海外貿易資金の調達を目的としたものではない

であろう。それ故、ここに見える *cambio* は、一応「利得」の意味にとっておく。2・4に担保のことが見え、また7では「利得」を *respondencias* で表わし、用語を使い分けている。次の史料一二にも見えるが、この語にウズラ *usura* の意味が含まれていたことを窺わせる。

史料一二、「一六三五年、管区がシナにおいて、家屋にて何らかの定収入を有することが良いかどうか疑問が持たれている」と題するイエズス会文書。

「第五の理由は、一〇パーセントの陸上の利得で銀を貸す方が優っているように思われるからである。」

以下、疑問に反対する理由が列記されているが、その中に次のように見える。

「今はもうありえないが、曾ては、二五パーセントのレスポンドンシアで日本人たちから借りた銀を生糸に投資し、これをパンカダ外で売って一三〇パーセントの収益を上げた。ここから元金とレスポンドンシアの利得を払って、尚われわれの手に一〇〇に対し一〇〇の儲けが残り、これを管区の経費に充て、負債があればその返済に使うことが出来た。ということ、管区は曾ては、資産を危くしないでも、他人の銀を利用して、仮令失われても負債を負う危険なしに、維持出来たことを意味する。曾てはわれわれに依存していた殿たちや、長崎の統治者たちやマカオの代理商

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

人たちの恩恵は、今はわれわれにはない。今はわれわれには、財貨を船積みする便益がない。最後に、曾てわれわれは日本において、マカオにはない他の多くの便益や救済策を持っていたが、それが現在はない。というのは、投資するための銀をわれわれに貸してくれる者はいない。そして、レスポンドンシアは非常に高く、利得と同じである。失われた時には、銀を陸上の利得で貸してくれる者はいない。損失が全体に及んでいるからである。そして凡ての人が、手許に残った僅かばかりのものを、危険にさらすことを欲する。われわれが仮令この種の銀を見出したとしても、海上での利益は非常に制限されているし、運賃・税、及び破産した商人たちの負債を返済するために、われわれに課せられる負担の外に、一〇パーセントがそこから差し引かれる。それ故、われわれの窮状を救うためのものは、われわれの手許に僅かしか、または全然残らない。〔中略〕

同時に、さらに一万五〇〇〇パタカの資産を所有すれば——事実一部は日本に、一部はマニラに、そして一部はトウンキン向けの財貨の形で所有しているが——この銀を三五乃至四〇パーセントのレスポンドンシアで貸し付けるなら、仮令利得は小さくても、損失が大きくないなら、この資産から経費のために割かれることはないのです、この資産が大きく殖えて行くのは容易なことである。〔41〕

- 1' dar a prata a ganhos da terra a des p cento.
- 2' prata tomada a responder.
- 3' ganho da respondencia.
- 4' nam tivesse cabedal em risco.
- 5' as respondencias sam tam altas q igualam os ganhos.
- 6' quem de prata a ganhos da terra.
- 7' dando esta prata a responder.
- 8' os ganhos

2・7は共に「利得付きで」の意味、2は「借りる」であるのに対し、7は「貸す」である。3・5・8は「respondencia と ganho (利得) とが同義であることを示すもの」と言えるが、とくに5はこれら両語にウズラの意味が含まれていたことを窺わせる。この点については後述する。4は、所謂レスポンドンシア金銭貸借においては、借主は海損を負担しなかったこと、即ち海損貸主負担を条件とした貸借であったことを示す。1・6は、陸上での金銭貸借は、利率等貸借の条件を異にしたことを示している。1には一〇パーセントの利率が見えている。期間が不明であるが、これを年利とすると、所謂レスポンドンシア金銭貸借の利率——後述する——にくらべ、かなり低利である。尚、この陸上での貸借のことは、史料一八にも見える。

史料一三、一六三六年四月一日付マカオ、ゴンサロ・モンテロー・デ・カラヴァーロの證言文書。

「私は、日本でアウグスチノ会原始会則派の修道士フレイ・ビセンテ・カラバリーヨに与えるために、五〇パーセントの利得のレスポンドンシアで、かねを持って行った。」
 Lleve dinero a responder……con ganancias de cinquenta por ciento.

ここでも「respondencia (動詞形 responder で見えるが) と ganancia (ganho に当るスペイン語) が重複使用されており、前出史料一二、3・5・8と類似の用例と言えよう。

史料一四、年代・筆者共に不明のイエズス会文書。

「通常われわれの銀がきちんと届かないか、またはわれわれが負債をかかえているために、極めて頻繁に、上述の「生糸への」投資のために、非常に高い利得で、レスポンドンシアで銀を借りなければならない。〔中略〕

もしもこの投資が借銀によるならば、「収益高は」はるか減少する。というのは、そこから借入額と二五乃至三〇パーセントの利得とが、差し引かれるからである。」⁽⁴³⁾

- 1' tomar plata prestada a responder a cambio muy alto.
- 2' ganancias.

1は a cambio (cambio) を重複記述しているが、全体で「利得付きで」借りる、の意味であろう。尚 a cambio は史料五・史料一にも見えた。2は言うまでもなく「利得」の意味である。

史料一五、年代・筆者共に不明の、イエズス会の商業活動に関する一文書。

「われわれを救う今一つの方法は、われわれにかねがあつたら、それを信用のある確実な人々に渡し、彼らがわれわれに毎年一定の額、例えば三〇乃至四〇〔パーセント〕の利得を与えるものとする。但し、海上の危険はわれわれの負担とする、⁽⁴⁴⁾ というものである。これは、レスポンデンシアによる金銭貸与と言う。」

1' ganho.

2' com nosso risco do mar.

3' dar dinheiro a responder.

1・3は、史料一二・史料一三の用例と同様、responder-
cia と ganho とが同義であったことを示す。また、所謂レスポンデンシア金銭貸借が海損貸主負担であったことは、右の2からも確認出来る。

以下は、教会外の、所謂投銀證文その他世俗のポルトガル文書の検討である。

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

史料一六、一六一四年五月二八日付マカオ発、ヴィセンテ・ロドリゲスの證書。

「四五〇タエルについてのヴィセンテ・ロドリゲスの證書^{コニシメント}」

私はカピタン・モール、ジョアン・セラシアン・ダ・クニヤに対し、彼が私に負っており、日本において返済を命じなければならぬ銀の中から、この「證書の」提示者に対し、三〇〇タエルとそれに対する五〇パーセントのレスポンデンシア、合せてセダ銀四五〇〔タエル〕を送ることを要望する。⁽⁴⁵⁾

com sua respondencias de sincoenta por cento.

投銀證文を借用證文と限定するならば、右の文書は投銀證文とは言えない。私は、この證書は数少ない手形の一例として取り上げることが出来る⁽⁴⁵⁾ と考える。それについては後述する。ここではレスポンデンシアの語義のみに着目すると、明らかに「利得」の意味で使用されている。

史料一七、アントニオ・ボカロー著『インド史』(一六一七年当時のマカオについての記述の箇所)。

「この当時日本航海の利益は大いに増大していた。それにより、マカオの妻帯者たちもまた非常に富裕になっていた。それは、彼らが日本人たちから膨大な資金を持って来たからである。委託を受けてその利殖を行う者もいれ

ば、レスポンドンシアで持って来た者もいた。⁽⁴⁶⁾」

grossos cabedades que traziam dos japões,.... outros a responder.

右は、「利得付きで」借りて持って来た、という意味であらう。

史料一八、一六二二年二月一八日付ゴア発、インド副王フェルナン・ダルボケルケの本国王宛て書翰。

「ボンベイで越冬したカピタン坐乗ナウ船がもたらした、同ナウ船とナウ船サント・アマロ号——モンバサで遭難した——の資金のかねで、コチンにおいてさらに多くの胡椒を用意させ、商うのがよい、と私に思われた。陛下はそこからも「胡椒を」搬出するよう、お命じになっている。そのために私は、冬に、あの市の陛下の国庫の管理者ロレンソ・デ・メロ・デ・サに次のように書き送った。今バサインにある上述の資金が当市にもたらされたら、直ちに貴下の許に送る。その上で、貴下がこのかねから、陸上の利得一〇パーセントで、六カ月間レスポンドンシアでかねを借りるべく尽力するように。そのかねで、出来る限り凡ての胡椒を集めることを指示するように、と。」⁽⁴⁷⁾

tomar dinheiro a responder por seis meses a ganhos da terra de dez por cento.

a ganhos da terra (陸上の利得で)の表現は、史料一一、

1・6にも見えた。ところが、この史料一八では、右の語に重ねて *a responder* とも記されており、所謂レスポンドンシア金銭貸借が、海上投資に限定されるものでなく、陸上での貸借もあった、と考えざるをえない。右に、六カ月で一〇パーセントとあるから、年利二〇パーセントとなる。所謂レスポンドンシア金銭貸借の利率としては異例の低さである。これは、陸上の貸借の故の低利と解すべきであらう。

史料一九、一六二〇年代のものと思われるマカオ市政に関する文書。

「ポルトガル人たちは、シナ商人たちに一〇〇万何千帕タカを寄託した。一部は彼ら自身のものであり、またその他は日本人たちやカステイリヤ人たちのものであった。彼ら〔ポルトガル人〕は、国王陛下の勅令に反して、これをレスポンドンシアで持って来る。〔中略〕」

ゴア的高等裁判所は、その訴訟関係文書によって通告した。それは、カピタン・ジェラルがアントニオ・モンテイロ・ピントに命じたのと同じ趣旨であらう。即ち、日本人たちの銀をレスポンドンシアで持って来たことにより、その地に弊害をきたした、というものである。⁽⁴⁸⁾」

1' *trasmem a responder.*

2' *traser prata de japoes a responder.*

共に「利得付きで」借りて持って来る、という意味であろう。

史料二〇、マカオのカピタン・ジュラル、ドン・フランシスコ・マスカレーニャスの報告書（一六二四年）。

「最初の日本航海でもたらされる銀は、寄託をせねばならなかったが、これを実行しなかった。それは、七万〇三〇〇タエル即ち一四万二六〇〇シェラフィンを下廻る額である。これは、第二の航海に関して、彼らがレスポデンシアで借り入れていたものである。即ち、経費と俸禄を含め二〇万三六〇〇シェラフィンの負債であった。当地から船団が出発する以前のその統治の八カ月間に、これ程の多額のかねを消費してしまった。」⁽⁴⁹⁾

tinham tomado a responder.

史料二一、一六二四年五月四日付マカオ発、書記アフォンソ・ガルセスの文書。

「日本の船がないので、これ以上かねをレスポデンシアで借りることは、不可能であった。マニラに対しては尚更であった。」⁽⁵⁰⁾

tomar mais dr. a responder.

史料二二、一六二四年二月二八日付マカオ発、カピタン・ジュラル、ドン・フランシスコ・マスカレーニャスの文書。

キリシタン教会の経済活動における送金について（中）

「これらの船で日本人たちの多額の銀がレスポデンシアで届いたこと、そして当地の共通の利益にとって、多大な損害と弊害をきたした、との報告を受けたので、私はこの件を貴下と審理した。それにより、上述の航海の代理商人であったドミンゴス・カルヴァーリョが、上述の銀をレスポデンシアで持って来たことが、私に明らかになった。」⁽⁵¹⁾

1、*tinha vindo mia prata de Japões a responder.*

2、*avia trasido a dita prata a responder.*

1は史料八、1・史料一〇、1と同じ表現で、「利得付きで」借りて届いた、との意味。2は、史料一七・史料一九、1・2と同じで、「利得付きで」借りて持って来た、という意味であろう。

史料二三、カピタン・ジュラル、ドン・フランシスコ・マスカレーニャスが、一六二五年八月八日付でマカオにおいて公布した布告。

「レスポデンシアで、または委託を受けて、日本人たちの銀を当市に持って来た者は、いかなる身分であれ、この罪は審問の対象になっているので、その私財を凡て国庫に没収し、身柄は直ちに足枷をして牢につながれ、そしてそこからゴアの牢に送られるものとする。」⁽⁵²⁾

q trouxer prata de japons a responder.

史料二四、一六二七年一月五日付長崎発、ロドリゴ・サンシエス・デ・パレーデスの證文。

「私、マカオにおける妻帯者であり住人であるロドリゴ・サンシエス・デ・パレーデスは、次のことが真実だと申し述べる。即ち、私は、博多の住人である末次宗徳氏から丁銀七五〇〇^{タクデパール}タエルを三〇パーセントのレスポнденシアで借りた。これは、半分はカピタン坐乗船ノッサ・セニョーラ・ダ・ギア号に、他の半分は住民の代理商人^{フエイトルム}搭乘のコンセイサン号で、当地からマカオに危険を冒して送られて行く。均等に分載される。そしてマカオからこの長崎市には、同日にマカオ港と一緒に出帆して、次の航海を行う凡ての船に均等に分載して、危険を冒して送られて来る。私は、私の財貨「数語解釈不能」元金とレスポнденシアの支払いを、時を違えずに行うか、または人に行わせるつもりである。」

- 1、 tomei a responder.
- 2、 vão correndo daqui para Macao o risco.
- 3、 vira o risco.
- 4、 pagamento do proprio e responsencia.

1は「利得付きで」、4は「利得」の意味であろう。2・3であるが、かねであれ物であれ、この当時実際に船に積んで輸送することは、即ち「危険を冒す」(或はこれに類す

る文言)と表現されたようである。本稿(上)に引用した一五九二年一月六日付マカオ発ヴァリニャーノの書翰に、リスボンからゴアに向け、現金を送ることと手形を用いることの二つの送金方法を比較し、かねを「危険にさらす」^{periculosam}方が優る、と記述されていた。勿論現金輸送の意味である。同様の用例は無数に上るであろう。この当時海上輸送は常に大きな危険を伴い、特別の契約をしておかない限り、その危険は当然荷主が負担したことになる。海損荷主負担は、言わば当り前のことであつた、と言ってよいであろう。そこで2・3であるが、この場合でも、海損は荷主が負担するわけであるが、それが貸主・借主のいずれであつたか、という点が問題になる。この證文には、長崎||マカオ間往復の航海について、銀(往路)・商品(復路)を、それぞれの船にどのように分載するかが明記されている。いずれかの船が海難事故を起した場合の、負担すべき損害額を明確にするための記載であることは言うまでもない。ということ、もしくは海損の負担者が借主——この場合はパレーデス——ならば、その借用證文に右の点を明記する必要はなく、それが記されているということは、海損の負担者が貸主——この場合は末次宗徳——であつたことを示す。

史料二五、一六三一年六月七日マカオ政庁、^{ジョイス・オルテイナリオ}判事たち・

市参事会員たち・代理人の裁決。

「マニラと日本から当地にレスポンデシアで持って来たかねによって、この市民が蒙った多大な損害と弊害により……〔中略〕」

判事セバステイアン・デ・アルメイダがこれらのレスポンデシアに関して行なった審問で罪に問われた者は、いかなる身分であれ、何人もマニラにも日本にも行ってはならない。また、自分自身のため、または上述の審問において罪に問われた者たちの内の何人かに代って、上述のレスポンデシアを持って来るかも知れないような噂があり、そのように推測されているような人は、何人たりと行ってはならない。⁽⁵⁵⁾

1' trazião a responder.

2' acerca destas respondencias.

3' trazer a dita respondencia.

2・3は、史料四・史料八・史料一〇に見えた用例同様、「利得付きで借りたかね」の意味であろう。

史料二六、一六三一年七月二〇日付マカオ発、ガスパル・バルボザ・ペレイラの島井権平宛て書翰。

「私は、日本から来た昨年の船団で貴下の書翰を受け取った。その書翰の中で、貴下は私に対し、私が貴下の有力な代理人として、貴下に債務のある人人と話をつけるよう

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

要望した。〔中略〕私は、司法に基づいて彼らを訴えようと考えた。そしてそれを行おうとしたところ、ベルトラメウ・ダ・ロッシヤと、日本人商人たちのその他の代理人たちが、私に次のように言った。訴訟を起してはいけない。というのは、彼らは欠席するであろう。そして欠席したら、^(島井権平)貴下が凡てを失ってしまうであろう。彼らもまた、一層大きな額についての代理人として、何の利得をも得ることなしに、既にパウロス・ディアスと元金の半分で話をつけている。そして〔貴下は〕それを凡て弁済済みとした。^(ペレイラ)私も同じことを為すべきである。というのは、それ以外の方法では、パウロス・ディアスが今年与えようとしている銀の利得を、貴下が失ってしまうことになるからである。彼らが行なったことを、〔私も〕受け入れるべきである。というのは、全額を徴収することが出来る手段は、考えつかないからである。というのは、パウロス・ディアスが返済出来るだけの財源を持たないことは分っているからである、と。

これを見て、私もそれらの代理人たちが行なったことを受け入れた。貴下が損失をすることのないようにするためであり、また、私がそれを行わないことによって、私について言い立てられることのないようにするためでもあった。それ故、私は五〇〇タエルの半分、即ち二五〇〔タエル〕を受け取った。そして全額弁済済みとの弁済證を彼に

与えた。後で貴下が彼の證文を彼に返すためであった。もしもこの措置が間違っていたのなら、私に出来ること、及び他の人々が行なったこと以上のことを私が行なった点、貴下に赦していただきたい。私がパウロス・ディアスから徴収したその銀の内、一〇〇タエルは、四〇パーセントの¹レスポンドンシアで、私はアフォンソ・デ・モライスが證文を持って行く代理商人の船で貴下に送る。もっと早く届いた方が貴下は喜ぶであろうが、それは不可能であった。さらに私は、同じ船で、同アフォンソ・デ・モライスが持って行く別の證文によって、五〇タエルを五〇パーセントのレスポンドンシアで送る。〔中略〕

貴下は昨年ミゲル・ペレイラにレスポンドンシアで貸与したので、そのいくらかの銀について、代理商人の船の危険を償うために、同アフォンソ・デ・モライスは命令と覚書を持って行く。さらに他の二つの危険、即ち一つはカピタン・モールの船の危険、今一つはミゲル・ペレイラが乗って行く船の危険についても同様である。それらは、出帆すべく待機している同船団で、後程送られるであろう。これは、後でかききりと返済されるであろう。ミゲル・ペレイラに対してレスポンドンシアで銀を貸した凡ての人々に⁵⁶対し、貴下は同様に言うことが出来る。〕

1 ' mando a VM.....sem taéis a responder.

- 2 ' mando.....sincuenta tes a responder.
 - 3 ' deo.....a responder a Miguel Pereira.
 - 4 ' pera satisfazer o risco.
 - 5 ' derão prata a responder a Miguel Pr.a
- 右の記事内容を次に整理してみる。
- 一、島井権平はマカオにいる自分の代理人ガスパル・バルボザ・ペレイラに書き送り、何人かの債務者に掛け合つて貸金の回収に当るよう、要望した。
 - 二、ペレイラはこの件で訴訟を起そうとしたが、ベルトラメウ・ダ・ロッシヤその他の代理人たちが、次のように言つてそれに反対した。島井は債務者の一人パウロス・ディアスに対しては、他の代理人たちを介して、貸し付けた元金の半額の返済のみで、全額弁済済みとした。それと同じ措置をとるべきである。全額の回収は不可能だからである、と。
 - 三、そこでペレイラは、ディアスから五〇〇タエルの半額二五〇タエルを回収し、これで全額弁済済みとした。
 - 四、回収した二五〇タエルの内、一〇〇タエルは四〇パーセントのレスポンドンシア即ち利得で、ペレイラから島井に送られた。即ちこの分については一四〇タエル送られた。さらに五〇タエルは五〇パーセントのレスポンドンシアで同じく島井に送られた。この分については七五

タエル送られたわけである。この夫々四〇タエルと二五タエルになる利得分を誰が負担したかという点であるが、常識的にはパウロス・ディアスであろうが、右の三の記載からして、明確さを欠くと言わざるをえない。代理人ペレイラが負担した可能性もあろう。

五、島井権平は、さらにミゲル・ペレイラにレスポンドンシアで貸与した。この関係の財がマカオから日本へ、代理人商人搭乗の船・カピタンIIモール坐乗の船、及びミゲル・ペレイラ搭乗の船でもたらされるが、これら三船の危険を償う——即ち、海損の補償について、命令・覚書が島井の許にもたらされた。ミゲル・ペレイラに対して、島井同様レスポンドンシアで貸し付けた他の凡ての人々に対しても、同じ措置がとられた。

この書翰は、勿論借用証文ではないが、所謂レスポンドンシア金銭貸借の性格を考える上で、重要な意味を持つ。即ち、島井権平からパウロス・ディアスへの五〇〇タエルの貸付け、及び同じ島井からミゲル・ペレイラへの貸与が、共に所謂レスポンドンシア金銭貸借であったことは明らかであるが、この内、前者については、三から判明するように、五〇〇タエル貸し付けたにもかかわらず、半額の二五〇タエルを回収しただけで、全額弁済済みの措置をとったようである。ということは、この場合の所謂レスポンドン

キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

シア金銭貸借が、無担保の貸借であったことを示している。

また後者のケース(右の記事内容の五)であるが、文書の記述の仕方にいささか明確さを欠くが、もしも海損は完全に貸主が負担するのであるなら、五のような記載はなされない筈であり、海損の負担について、一方的に貸主負担とする許りでない何らかの契約が行われていた可能性もある。即ち、所謂レスポンドンシア金銭貸借は、一般には海損等に対して無担保の、冒険的な性格を持つ貸借であるが、それが絶対的な条件ではなく、特別に契約を結んで、海損の負担について何らかの取決めが行われたこともある、と言えるようである。

注

- (1) Biblioteca da Ajuda, 49-V-7, f. 95. (この小論に引用する Biblioteca da Ajuda の文書は、凡て東大史料編纂所蔵複製写真による)。拙著『キリシタン時代の研究』岩波書店、一九七七年、二四四・二四五・三〇二頁。
- (2) Biblioteca da Ajuda, 49-V-7, f. 95. 拙著、同右、二四五頁。
- (3) Biblioteca da Ajuda, 49-V-7, f. 127v. 拙著、右同、三〇四頁。
- (4) Archivum Romanum Societatis Jesu, Jap. Sin. 36, f.

181. 拙著、同右、二九八・二九九頁。

- (5) Biblioteca da Ajuda, 49-V-7, f. 109. 岡本良知「投銀に關する特殊の資料」(『社会経済史学』五ノ六)八九頁。拙著、同右、三〇三頁。

(9) Jap. Sin. 23, f. 50.

- (7) 拙稿「キリシタン教会のマカオ駐在財務担当パードレ」(上)『史学』五三(一)九〜一二頁。

(8) Jap. Sin. 36, f. 181. 拙著、前掲、二九八頁。

(6) Jap. Sin. 18-1, f. 53, 53v.

- (10) Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f. 14, 14v. 拙訳『イエス会と日本』一、岩波書店、一九八一年、六一九・六二〇頁。

(11) Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f. 15, 15v. 拙訳、同右、六二二・六二三頁。

- (12) J. G. da Cunha, Contribuições para o Estudo da Numismática Indo-portuguesa, Lisboa, 1955, pp. 52, 53. V. M. Godinho, Os Descobrimentos e a Economia Mundial, II, Lisboa, 1982, p. 123.

(13) Archivum Romanum Societatis Iesu, Goa 13-I, f. 212v. J. Wicki, Documenta Indica, XIII, Romae, 1975, p. 597.

(14) Jap. Sin. 10-II, f. 292v.

(15) Archivum Romanum Societatis Iesu, Lusitania 70, f. 61.

(16) カルドーンがインド管区のリスボン駐在プロクラドールであつたことについては、J. F. Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Iesu in Japonia*, Romae, 1968, p. 859. J. F. Schütte, *Monumenta Historica Japoniae*, I, Romae, 1975, p. 200. また彼がブラジル管区のリスボン駐在プロクラドールをも兼ねていたことについては、S. Leite, *História da Companhia de Jesus no Brasil*, II, Lisboa, 1938, pp. 160, 345. VIII, Rio de Janeiro, 1949, pp. 268, 280.

(17) Jap. Sin. 12-1, f. 118v.

(18) Jap. Sin. 12-1, f. 118v.

(19) Jap. Sin. 13-1, f. 35. 拙稿「キリシタン教会の貿易活動——マカオ=長崎間以外の貿易について——」(『キリシタン研究』一八)二七二頁。

(20) Goa 32, f. 583v. 拙稿、同右、二六二・二六三頁。

(21) 拙稿、同右。

(22) Jap. Sin. 3, f. 51v. Real Academia de la Historia, *Jesuistas*, legajo 21, f. 229v.

(23) 一六三四年六月三〇日付コア発、高等法院判事のインド副王宛て報告書に次のように見える。

「私はこの二万二〇〇〇シラフインを取得した。これは「マカオ」市の命令で寄託されてきたマニラの銀の額であつた。根本において国王陛下の禁令の形に戻すためであつた。そのため、私は金庫をこわした。市が私に対し、このかねを

返すことを要求したからである。そして私は三万「シヤラン
 ヲン」として手形を送った。マニラにおいて危険なことは文
 書にわたるものではないためであった。」C. R. Boxer, "Dois
 documentos inéditos acerca do comércio entre Macau e
 o Japão durante os anos de 1630-1635", Revista Portu-
 guesa de História, tomo XI, vol. I, Coimbra, 1964, p. 101.
 キリシタン教会とは直接関係ながら、マカオからマニラへ
 の送金に手形が使用されたことが判明する。

- (24) 拙著『キリシタン時代の研究』前掲、三十四～三十三頁。
 (25) A. de Moraes Silva, Grande Dicionário da Língua
 Portuguesa, IX, 1956, p. 502.
 (26) J. Pedro Machado, Dicionário da Língua Portu-
 guesa, VI, 1968, p. 367.
 (27) Grande Enciclopédia Portuguesa e Brasileira, XXV,
 p. 292.
 (28) Jesuitas, legajo 22, f. 262v. Ajuda, 49-V-5, f. 525v.
 拙稿「キリシタン時代における府内司教区の経済基盤につ
 いて」(『史学』五一(四))二二頁。
 (29) Jap. Sin. 2, f. 150, 150v. 拙著『キリシタン時代の研究』
 二八五・二八六頁。
 (30) Jap. Sin. 36, f. 159v. 拙著『同右』二九六・二九七頁。
 (31) Jap. Sin. 36, f. 181. 拙著『同右』二九八・二九九頁。
 (32) Jap. Sin. 36, f. 179v. 拙著『同右』三〇一頁。
 (33) S. Battaglia, Grande Dizionario della Lingua Itali-
 ana, II, p. 575.
 キリシタン教会の経済活動における送金について(中)

- (34) Giuseppe Salvio, L'Assicurazione e il Cambio
 Marittimo, Bologna, 1884, pp. 215-286. Enciclopedia
 Giuridica Italiana, vol. III, parte I, Milano, 1898, pp.
 982-1019. Enciclopedia Italiana, VIII, Roma, 1949, p.
 510. Grande Enciclopédia Portuguesa e Brasileira, IV,
 p. 816. V, p. 579. Enciclopedia Universal Ilustrada, X,
 Madrid (Espasa Calpe), p. 1103. H. Leirão e J. V.
 Lopes, Dicionário da Linguagem de Marinha Antiga
 e Actual, Lisboa, 1974, p. 98.
 (35) Ajuda, 49-V-7, f. 95. 拙著『キリシタン時代の研究』二
 四四・一四四・三〇一頁。
 (36) Ajuda, 49-V-7, f. 109. 拙著『同右』三〇三頁。
 (37) Ajuda, 49-V-7, ff. 127v, 128v, 129. 拙著『同右』三〇
 四・三〇五頁。
 (38) Jap. Sin. 36, ff. 191v, 193v. 拙著『同右』三〇六頁。
 (39) Ajuda, 49-IV-66, f. 15v. 拙著『同右』三〇八・三一九頁。
 (40) Jap. Sin. 18-I, f. 53, 53v.
 (41) Ajuda, 49-V-11, ff. 491, 492v, 493v. 拙著『同右』三〇
 九・三一一頁。
 (42) Jap. Sin. 18-I, f. 160. 拙著『同右』三一一頁。
 (43) Archivum Romanum Societatis Iesu, Fondo Gesu-
 tico 721.
 (44) Fondo Gesuitico 721. 拙著『同右』三一一頁。
 五十一(五十一)

(45) Ajuda, 49-V-7, f. 94v. 拙稿「キリシタン時代における
「教商」について」(『古文書研究』二二)二九頁。

(56) 島井文書。武野要子氏より写真を拝借した。『福岡県史
近世史料編纂博多町方(一)』昭和六〇年刊行予定。

(46) A. Bocarro, Década 13 da História da Índia, II,
Lisboa, 1876, p. 696. C. R. Boxer, The Great Ship from
Amacon, Lisboa, 1959, p. 94.

(47) Documentos Remetidos da Índia, VII, Lisboa, 1975,
p. 439.

(48) M. Teixeira, Macau e a sua Diocese, IX, Macau, 1969,
pp. 364, 370.

(49) Ibid., IX, p. 396.

(50) Ibid., IX, p. 403.

(51) Biblioteca Pública e Arquivo Distrital de Évora,
CXVI-2-5, f. 238. (東大史料編纂所架蔵複製写真)。岡本良
知「投銀に関する特殊の資料」(『社会経済史学』五ノ六)九
一頁。

(52) Évora, CXVI-2-5, f. 237. (東大史料編纂所架蔵複製写
真)。拙稿「マカオリ長崎間における委託貿易について——鎖
国以前の糸割符との関連において——」(『史学』四九ノ四)
三七頁。

(53) 「末次鶴松氏所蔵文書」(東大史料編纂所)二葉。柴謙太郎
「日歐文投銀證文の考察」(『経済史研究』一七ノ一・二)八頁。

(54) 『史学』五四ノ二・三、五四頁。Jap. Sin. 11-II, f. 332v.

(55) Arquivos de Macau, vol. I, n.º 6 (1929), p. 303. C. R.
Boxer, The Great Ship from Amacon, p. 125.